

平成 30 年第 1 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

# 議 案 参 考 資 料

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

|                    |                                                |    |
|--------------------|------------------------------------------------|----|
| 議案第 1 号            | 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について . . . . .               | 1  |
| 議案第 2 号            | 平成29年度一般会計補正予算（第 2 号）について . . . . .            | 15 |
| 議案第 3 号            | 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に<br>ついて . . . . . | 19 |
| 議案第 4 号<br>議案第 5 号 | 平成30年度予算の概要について . . . . .                      | 23 |



## 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## 1 概要

2 年間（平成 30 年度及び平成 31 年度）の後期高齢者医療制度の財政運営期間の開始に伴って保険料率を改定する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下、「法」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下、「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正をする。

## 2 改正内容

## (1) 保険料率改定について(第 9 条、第 10 条)

| 区 分      | 現行（平成 28・29 年度） | 改正後（平成 30・31 年度） |
|----------|-----------------|------------------|
| 所得割率     | 9.54%           | 8.76%            |
| 被保険者均等割額 | 46,984 円        | 45,379 円         |

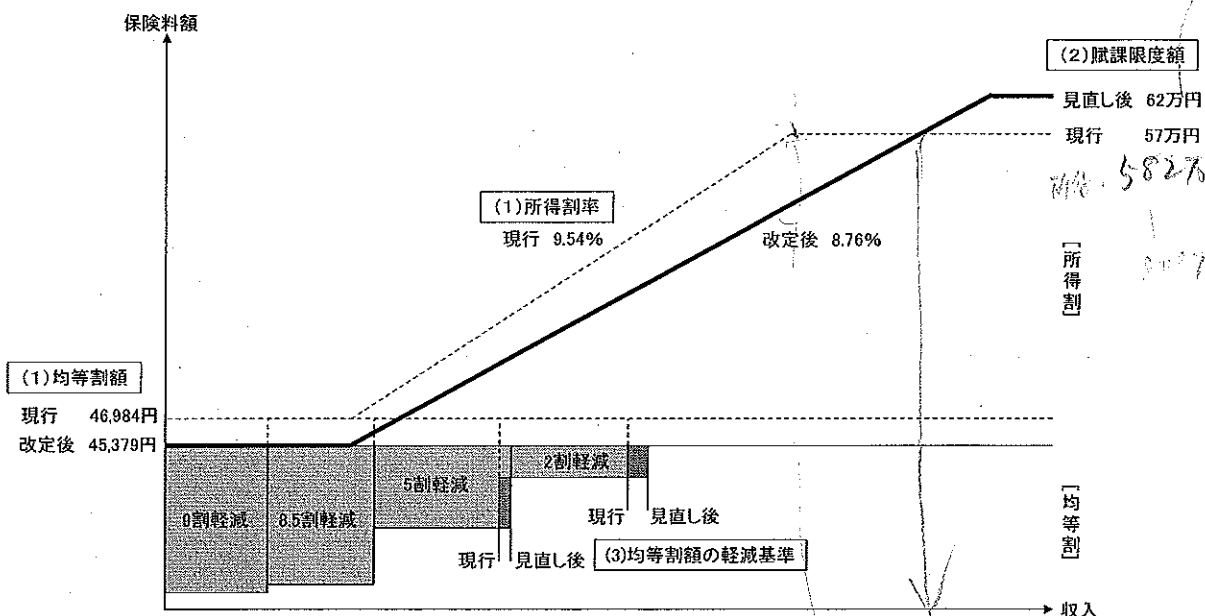
## (2) 保険料の賦課限度額の見直しについて(第 11 条(政令第 18 条第 2 項改正関係))

| 現 行   | 改正後   |
|-------|-------|
| 57 万円 | 62 万円 |

## (3) 被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて(第 15 条(政令第 18 条第 4 項改正関係))

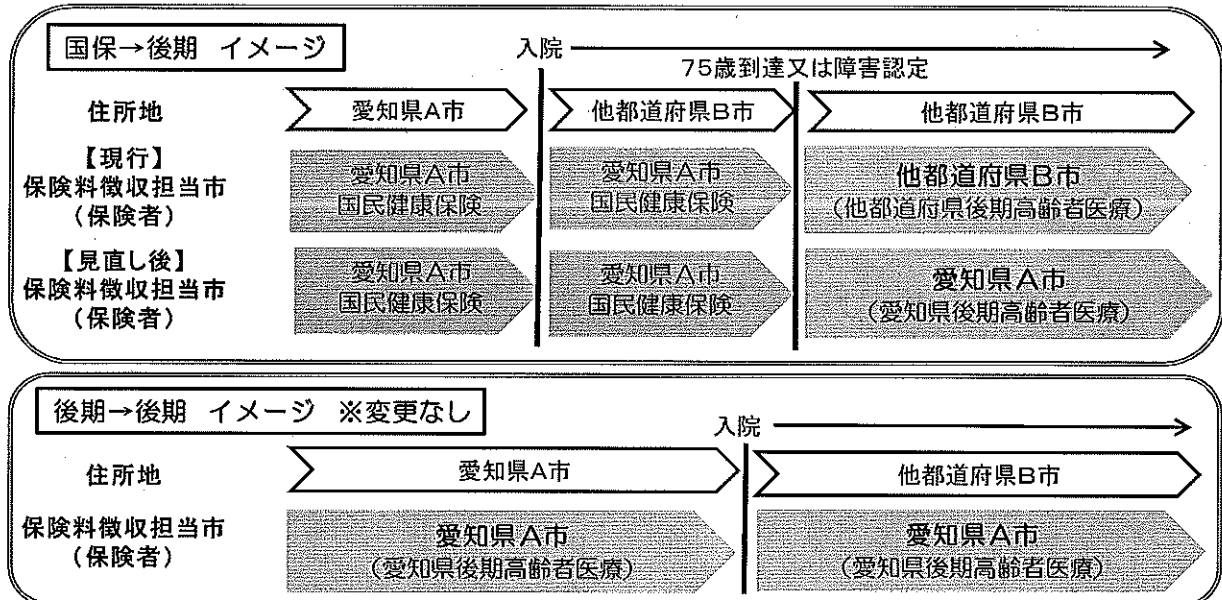
| 区 分   | 現 行                   | 改正後                          |
|-------|-----------------------|------------------------------|
| 5 割軽減 | 33 万円 + 27 万円 × 被保険者数 | 33 万円 + 27 万 5,000 円 × 被保険者数 |
| 2 割軽減 | 33 万円 + 49 万円 × 被保険者数 | 33 万円 + 50 万円 × 被保険者数        |

## 【改正イメージ】



(4) 住所地特例の見直しについて(第 22 条(法第 55 条の 2 新設関係))

後期高齢者医療制度加入時に、県外で入院等していることにより愛知県内の市町村において国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者については、その入院等が継続する間、当該愛知県内の市町村が後期高齢者医療の保険料を徴収（愛知県の後期高齢者医療制度に加入）することとする。



(5) 引用条項の整理 (第 13 条) 及び附則の整理

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成28年度及び平成29年度</u>の所得割率は、<u>0.0954</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成28年度及び平成29年度</u>の被保険者均等割額は、<u>46,984円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条に規定する賦課額は、<u>57万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い、第5条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度の<u>ア</u>に掲げる合計額の見込額から<u>イ</u>に掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第93条、第96条及び第98条に規定する負担金、法第95条に規定する調整交付金、法第100条に規定する後期高齢者交付金、法第117条第1項に規定する交付金、法第102条及び第103条に規定する補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額</p> | <p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成30年度及び平成31年度</u>の所得割率は、<u>0.0876</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成30年度及び平成31年度</u>の被保険者均等割額は、<u>45,379円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条に規定する賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い、第5条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度の<u>ア</u>に掲げる合計額の見込額から<u>イ</u>に掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条に規定する負担金、法第95条に規定する調整交付金、法第100条に規定する後期高齢者交付金、法第117条第1項に規定する交付金、法第102条及び第103条に規定する補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額</p> |

(2)・(3) (略)

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に27万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に49万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 (第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。) 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額

(2)・(3) (略)

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に27万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に50万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 (第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。) 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額

に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

(保険料の納付)

第22条 保険料は、第5条から前条までの規定に基づき次の各号に掲げる被保険者（以下次条において「徴収対象被保険者」という。）に対して賦課した保険料の額を、当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(1) (略)

(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、当該市町村に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、当該市町村に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際当該市町村に住所を有していた被保険者

に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

(保険料の納付)

第22条 保険料は、第5条から前条までの規定に基づき次の各号に掲げる被保険者（以下次条において「徴収対象被保険者」という。）に対して賦課した保険料の額を、当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(1) (略)

(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、当該市町村に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、当該市町村に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際当該市町村に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により当該市町村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者で

#### 附 則

(平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成28年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条、第7条若しくは第8条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」と読み替えるものとする。

(平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第4条 当分の間、平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、平成28年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第5条 平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### あつた被保険者

#### 附 則

(平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成29年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

(平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第4条 当分の間、平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第15条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成28年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第6条 平成28年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号の規定のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」と読み替えるものとする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第7条 (略)

(平成29年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 (略)

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第9条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定については、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条若しくは第10条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」と読み替えるものとする。

(平成30年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第10条 (略)

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第5条 (略)

(平成29年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第6条 (略)

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第7条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定については、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条若しくは第8条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」と読み替えるものとする。

(平成30年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 (略)

(附則)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 平成 30 年度及び平成 31 年度後期高齢者医療保険料について

### (1) 保険料に関する法令の規定等

#### (ア) 高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

第 104 条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。

3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第 116 条第 1 項第 2 号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第 100 条第 1 項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね 2 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

#### (イ) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（抜粋）

第 18 条 後期高齢者医療広域連合が被保険者（略）に対して課する保険料の算定に係る同条第二項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。

#### (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律附則

第 14 条 都道府県は、当分の間、第 116 条第 1 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

#### (エ) 厚生労働省保険局高齢者医療課文書

財政運営期間を通じて生じた剰余金は、原則次における収入として繰り入れられるべきものであり、平成 28・29 年度に生じると見込まれる剰余金については、その全額を収入として計上すること。

(2) 平成30・31年度保険料率の算定

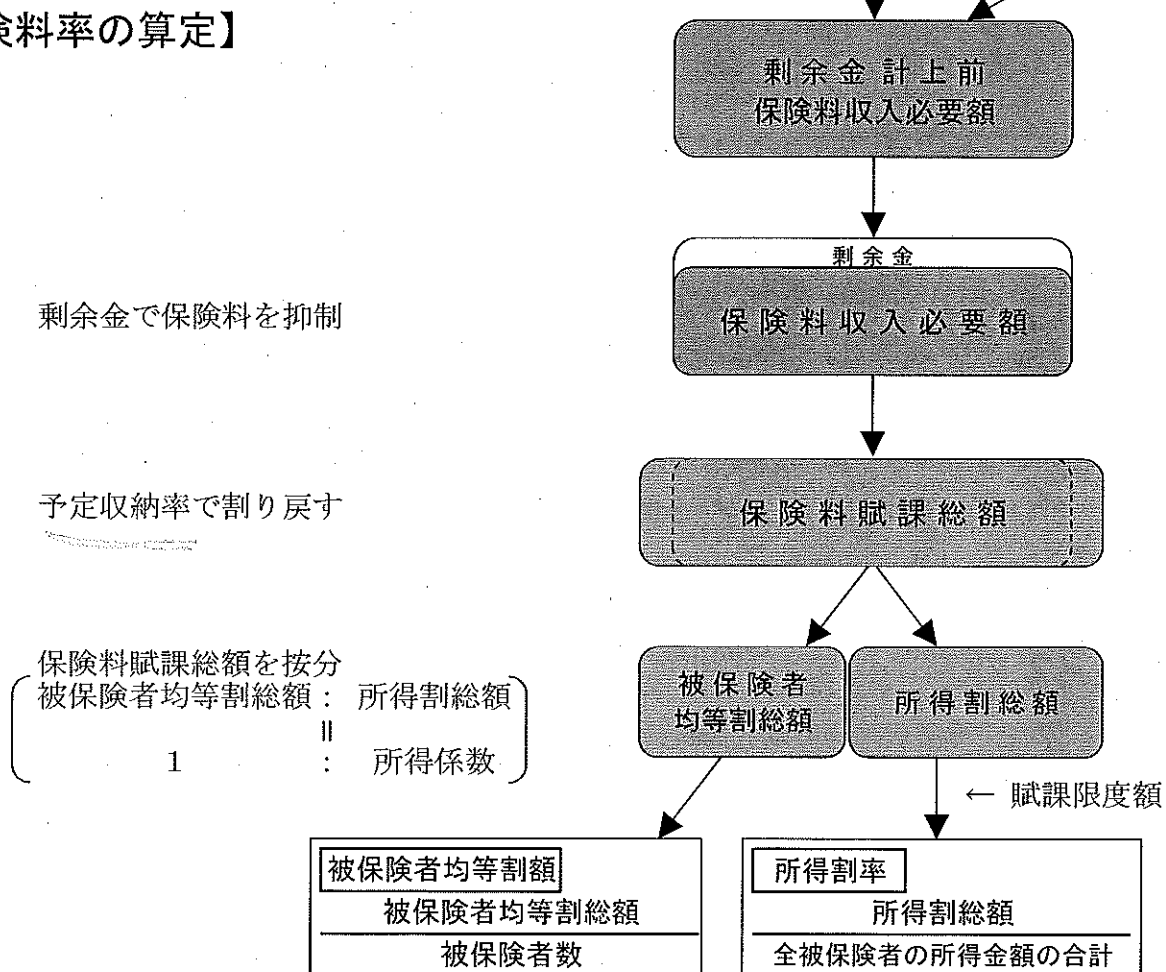
【費用の見込】

|       |  |       |
|-------|--|-------|
| 医療給付費 |  | その他費用 |
|-------|--|-------|

【財源の見込】

|                                      |                       |     |
|--------------------------------------|-----------------------|-----|
| 国・県・市町村負担金(公費負担):約5割<br>(現役並所得者分を除く) |                       | 保険料 |
| 後期高齢者支援金(若年世代からの支援):約4割              | 保険料:約1割<br>(後期高齢者負担率) |     |

【保険料率の算定】



【保険料率算定の基礎数値】

| 区 分                                                                      | 平成 28・29 年度                 | 平成 30・31 年度                 | 伸び率               |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 被 保 険 者 数                                                                | 1,760,000 人                 | 1,889,428 人                 | 7.35%             |
| 医 療 給 付 費 総 額<br>(一人当たりの額)                                               | 1 兆 5,602 億円<br>(886,485 円) | 1 兆 6,264 億円<br>(860,764 円) | 4.24%<br>(▲2.90%) |
| そ の 他 費 用<br>(審査支払手数料、葬祭費、<br>保健事業費、財政安定化基<br>金拠出金、特別高額医療費<br>共同事業拠出金 等) | 122 億円                      | 134 億円                      | 9.67%             |
| 後期高齢者負担率                                                                 | 10.99%                      | 11.18%                      | 1.73%             |
| 公費負担・<br>後期高齢者支援金                                                        | 1 兆 3,793 億円                | 1 兆 4,366 億円                | 4.16%             |
| 剰余金                                                                      | 100 億円                      | 140 億円                      | 40.00%            |
| 財政安定化基金交付金                                                               | 0 円                         | 0 円                         | —                 |
| 予定収納率                                                                    | 99.48%                      | 99.56%                      | 0.08%             |
| 所得係数                                                                     | 1.22674363374               | 1.21579881246               | ▲0.89%            |
| 賦課限度額                                                                    | 57 万円                       | 62 万円                       | 8.77%             |
| 所得金額の合計                                                                  | 1 兆 635 億円                  | 1 兆 1,909 億円                | 11.98%            |

早 字 27  
35113  
247  
セ 面

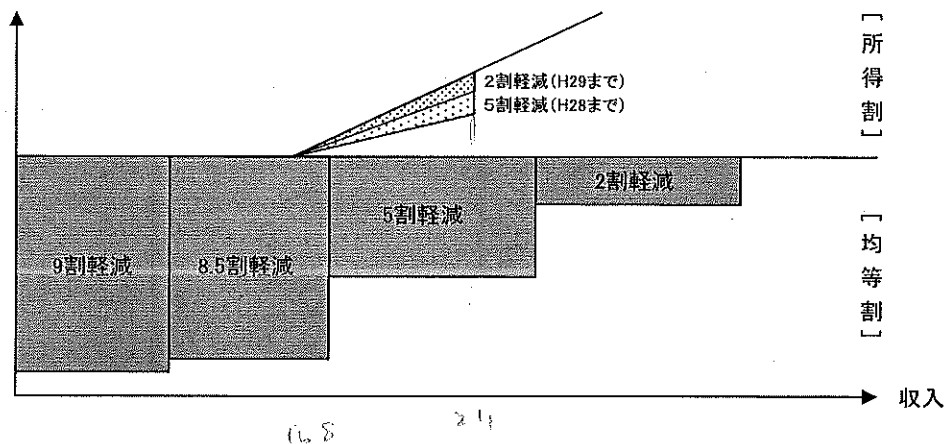
【保険料率の算定結果】

| 区 分      | 平成 28・29 年度 | 平成 30・31 年度 | 伸び率    |
|----------|-------------|-------------|--------|
| 被保険者均等割額 | 46,984 円    | 45,379 円    | ▲3.42% |
| 所得割率     | 9.54%       | 8.76%       | ▲8.18% |

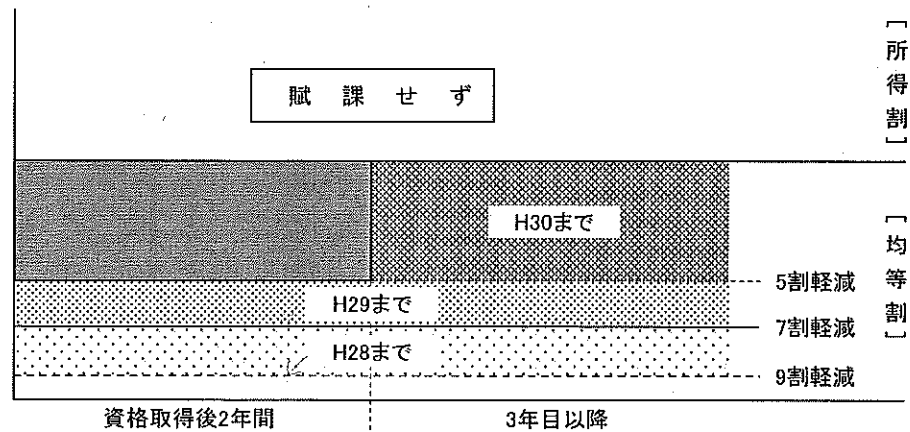
# 【参考】 1人当たり保険料の試算

## ①保険料軽減イメージ

・低所得者に対する保険料軽減



・元被扶養者に対する保険料軽減



## ② 1人当たり保険料

| 年度   |             | 平成28年度       | 平成29年度  | 平成30年度  |
|------|-------------|--------------|---------|---------|
| 保険料額 | 保険料率<br>改定時 | 84,035円      |         | 82,861円 |
|      | 実績          | 85,021円      | 86,130円 |         |
|      |             | 2年平均 85,587円 |         |         |

## 年金所得者の保険料増減モデル

(平成29年度)

| 夫の年金収入 |          | 780,000円      | 保険料額   |
|--------|----------|---------------|--------|
| 夫      | 所得割額     | 0円            | 4,600円 |
|        | 被保険者均等割額 | 4,698円 (9割軽減) |        |
|        |          |               |        |
| 妻      | 所得割額     | 0円            | 4,600円 |
|        | 被保険者均等割額 | 4,698円 (9割軽減) |        |
|        |          |               |        |

⇒

(平成30年度)

| 夫の年金収入 |          | 780,000円      | 保険料額   |
|--------|----------|---------------|--------|
| 夫      | 所得割額     | 0円            | 4,500円 |
|        | 被保険者均等割額 | 4,537円 (9割軽減) | 100円減  |
|        |          |               |        |
| 妻      | 所得割額     | 0円            | 4,500円 |
|        | 被保険者均等割額 | 4,537円 (9割軽減) | 100円減  |
|        |          |               |        |

| 夫の年金収入 |          | 1,680,000円      | 保険料額    |
|--------|----------|-----------------|---------|
| 夫      | 所得割額     | 11,448円 (2割軽減)  | 18,400円 |
|        | 被保険者均等割額 | 7,047円 (8.5割軽減) |         |
|        |          |                 |         |
| 妻      | 所得割額     | 0円              | 7,000円  |
|        | 被保険者均等割額 | 7,047円 (8.5割軽減) |         |
|        |          |                 |         |

⇒

| 夫の年金収入 |          | 1,680,000円      | 保険料額    |
|--------|----------|-----------------|---------|
| 夫      | 所得割額     | 13,140円         | 19,900円 |
|        | 被保険者均等割額 | 6,806円 (8.5割軽減) | 1,500円増 |
|        |          |                 |         |
| 妻      | 所得割額     | 0円              | 6,800円  |
|        | 被保険者均等割額 | 6,806円 (8.5割軽減) | 200円減   |
|        |          |                 |         |

| 夫の年金収入 |          | 2,110,000円     | 保険料額    |
|--------|----------|----------------|---------|
| 夫      | 所得割額     | 44,266円 (2割軽減) | 67,700円 |
|        | 被保険者均等割額 | 23,492円 (5割軽減) |         |
|        |          |                |         |
| 妻      | 所得割額     | 0円             | 23,400円 |
|        | 被保険者均等割額 | 23,492円 (5割軽減) |         |
|        |          |                |         |

⇒

| 夫の年金収入 |          | 2,110,000円     | 保険料額    |
|--------|----------|----------------|---------|
| 夫      | 所得割額     | 50,808円        | 73,400円 |
|        | 被保険者均等割額 | 22,689円 (5割軽減) | 5,700円増 |
|        |          |                |         |
| 妻      | 所得割額     | 0円             | 22,600円 |
|        | 被保険者均等割額 | 22,689円 (5割軽減) | 800円減   |
|        |          |                |         |

| 夫の年金収入 |          | 2,230,000円     | 保険料額     |
|--------|----------|----------------|----------|
| 夫      | 所得割額     | 66,780円        | 104,300円 |
|        | 被保険者均等割額 | 37,587円 (2割軽減) |          |
|        |          |                |          |
| 妻      | 所得割額     | 0円             | 37,500円  |
|        | 被保険者均等割額 | 37,587円 (2割軽減) |          |
|        |          |                |          |

⇒

| 夫の年金収入 |          | 2,230,000円     | 保険料額     |
|--------|----------|----------------|----------|
| 夫      | 所得割額     | 61,320円        | 84,000円  |
|        | 被保険者均等割額 | 22,689円 (5割軽減) | 20,300円減 |
|        |          |                |          |
| 妻      | 所得割額     | 0円             | 22,600円  |
|        | 被保険者均等割額 | 22,689円 (5割軽減) | 14,900円減 |
|        |          |                |          |

| 夫の年金収入 |          | 2,680,000円 | 保険料額     |
|--------|----------|------------|----------|
| 夫      | 所得割額     | 109,710円   | 156,600円 |
|        | 被保険者均等割額 | 46,984円    |          |
|        |          |            |          |
| 妻      | 所得割額     | 0円         | 46,900円  |
|        | 被保険者均等割額 | 46,984円    |          |
|        |          |            |          |

⇒

| 夫の年金収入 |          | 2,680,000円     | 保険料額     |
|--------|----------|----------------|----------|
| 夫      | 所得割額     | 100,740円       | 137,000円 |
|        | 被保険者均等割額 | 36,303円 (2割軽減) | 19,600円減 |
|        |          |                |          |
| 妻      | 所得割額     | 0円             | 36,300円  |
|        | 被保険者均等割額 | 36,303円 (2割軽減) | 10,600円減 |
|        |          |                |          |

※ 上記の例の所得割額は (年金収入－公的年金等控除120万円－基礎控除33万円) × 所得割率8.76% で算出される。



## 平成29年度一般会計補正予算（第2号）について

## 1 概要 (千円)

| 補正前の額     | 補正額     | 補正後の額     |
|-----------|---------|-----------|
| 1,417,979 | 215,077 | 1,633,056 |

## 2 総括表 (千円)

|    | 款          | 項       | 目        | 補正額     | 説 明              | 備考                 |
|----|------------|---------|----------|---------|------------------|--------------------|
| 歳入 | 1 分担金及び負担金 | 1 負担金   | 1 市町村負担金 | △55,457 | ①事務費負担金          | 歳入④による減額           |
|    | 2 国庫支出金    | 1 国庫補助金 | 1 民生費補助金 | 22,601  | ②後期高齢者医療制度事業費補助金 | 歳出⑤⑥⑦に充当           |
|    |            |         |          | 180,000 | ③調整交付金           | 歳出⑤に充当             |
|    | 5 繰越金      | 1 繰越金   | 1 繰越金    | 67,933  | ④前年度繰越金          | 歳出⑤⑦に充当<br>歳入①への補填 |
|    | 歳入計        |         |          | 215,077 |                  |                    |
| 歳出 | 2 総務費      | 1 総務管理費 | 1 一般管理費  | 199,195 | ⑤一般管理費           | 財源は歳入②③④           |
|    | 3 民生費      | 1 社会福祉費 | 1 老人福祉費  | 1,221   | ⑥資格賦課管理費         | 財源は歳入②             |
|    |            |         |          | 14,661  | ⑦給付管理費           | 財源は歳入②④            |
|    | 歳出計        |         |          | 215,077 |                  |                    |

### 3 歳入予算説明

#### ①事務費負担金

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (目) 1 市町村負担金 (千円)

| 補正前の額       | 補正額      | 節        | 説 明    |
|-------------|----------|----------|--------|
| 1, 333, 490 | △55, 457 | 1 事務費負担金 | 事務費負担金 |

歳入「④前年度繰越金」から歳出「⑤一般管理費」及び歳出「⑦給付管理費」に充当する分を差し引いた金額を本年度の市町村の事務費負担金へ補填することにより減額。

#### ②後期高齢者医療制度事業費補助金、③調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (目) 1 民生費補助金 (千円)

| 補正前の額   | 補正額      | 節          | 説 明                                       |
|---------|----------|------------|-------------------------------------------|
| 47, 912 | 202, 601 | 1 老人福祉費補助金 | 後期高齢者医療制度事業費補助金 22, 601<br>調整交付金 180, 000 |

「②後期高齢者医療制度事業費補助金」は、高齢者の低栄養防止・重症化予防の推進事業、保険料収納対策に要する経費及び歯科健康診査に要する経費について、国から補助金が交付されるため予算措置するもので、歳出「⑤一般管理費」、歳出「⑥資格賦課管理費」及び歳出「⑦給付管理費」に充当。

「③調整交付金」は、長寿・健康増進事業に要する経費について、国から特別調整交付金が交付されるため予算措置するもので、歳出「⑤一般管理費」に充当。

#### ④前年度繰越金

(款) 5 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

| 補正前の額   | 補正額     | 節        | 説 明    |
|---------|---------|----------|--------|
| 36, 564 | 67, 933 | 1 前年度繰越金 | 前年度繰越金 |

平成 28 年度決算における歳入歳出差引残額のうち、平成 29 年度予算未計上額を予算措置するもの。

歳出「⑤一般管理費」のうち長寿・健康増進事業（平成 29 年度より国庫補助対象外となった分）への補助に要する経費及び歳出「⑦給付管理費」のうち（節）役務費に充当し、残りを歳入「①事務費負担金」に補填。

#### 4 歳出予算説明

##### ⑤一般管理費

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費 (千円)

| 補正前の額    | 補正額      | 節              | 説 明   |
|----------|----------|----------------|-------|
| 723, 613 | 199, 195 | 19 負担金、補助及び交付金 | 一般管理費 |

「⑤一般管理費」は、26 市町村が実施する長寿・健康増進事業への補助に要する経費 183, 861 千円について、歳入「③調整交付金」及び歳入「④前年度繰越金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

加えて、3 市町が実施する高齢者の低栄養防止・重症化予防の推進事業への補助に要する経費 15, 334 千円について、歳入「②後期高齢者医療制度事業費補助金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

##### ⑥資格賦課管理費、⑦給付管理費

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

| 補正前の額    | 補正額    | 節              | 説 明            |
|----------|--------|----------------|----------------|
| 689, 068 | 7, 267 | 19 負担金、補助及び交付金 | 資格賦課管理費 1, 221 |
|          |        |                | 給付管理費 6, 046   |
|          | 8, 615 | 12 役務費         | 給付管理費          |

「⑥資格賦課管理費」は、3 市が実施する保険料収納対策への補助に要する経費 1, 221 千円について、歳入「②後期高齢者医療制度事業費補助金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

「⑦給付管理費」のうち(節)負担金、補助及び交付金は、24 市町村が実施する歯科健康診査への補助に要する経費について、歳入「②後期高齢者医療制度事業費補助金」を財源として、必要額を予算措置するもの。

(節)役務費は、第三者行為損害賠償求償事務手数料が不足する見込みであるため、歳入「④前年度繰越金」を財源として、必要額を予算措置するもの。



## 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

## 1 概要 (千円)

| 補正前の額       | 補正額       | 補正後の額       |
|-------------|-----------|-------------|
| 824,086,206 | 9,949,049 | 834,035,255 |

## 2 総括表 (千円)

|    | 款       | 項                 | 目              | 補正額       | 説明            | 備考          |
|----|---------|-------------------|----------------|-----------|---------------|-------------|
| 歳入 | 2 国庫支出金 | 2 国庫補助金           | 1 調整交付金        | 3,025     | ①調整交付金        | 歳出④に<br>充当  |
|    | 8 繰越金   | 1 繰越金             | 1 繰越金          | 9,946,024 | ②前年度繰越金       | 歳出③⑤<br>に充当 |
|    | 歳入計     |                   |                | 9,949,049 |               |             |
| 歳出 | 6 諸支出金  | 1 償還金及び<br>還付加算金等 | 1 保険料還付金       | 18,213    | ③保険料還付金       | 財源は<br>歳入②  |
|    |         |                   | 4 保険料特別<br>返還金 | 3,025     | ④保険料特別<br>返還金 | 財源は<br>歳入①  |
|    | 7 予備費   | 1 予備費             | 1 予備費          | 9,927,811 | ⑤予備費          | 財源は<br>歳入②  |
|    | 歳出計     |                   |                | 9,949,049 |               |             |

## 3 繰越明許費 (千円)

| 款      | 項                 | 目              | 事業名           | 金額    | 財源                      | 金額    |
|--------|-------------------|----------------|---------------|-------|-------------------------|-------|
| 6 諸支出金 | 1 償還金及び<br>還付加算金等 | 4 保険料特別<br>返還金 | ④保険料特別<br>返還金 | 3,025 | 国庫支出金<br>国庫補助金<br>調整交付金 | 3,025 |
| 合計     |                   |                |               | 3,025 |                         | 3,025 |

### 3 歳入予算説明

#### ① 調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (目) 1 調整交付金 (千円)

| 補正前の額      | 補正額   | 節       | 説 明   |
|------------|-------|---------|-------|
| 50,872,801 | 3,025 | 1 調整交付金 | 調整交付金 |

歳出「④保険料特別返還金」の支出に伴い、国から交付される特別調整交付金を予算措置するもの。

#### ② 前年度繰越金

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

| 補正前の額      | 補正額       | 節        | 説 明    |
|------------|-----------|----------|--------|
| 21,745,727 | 9,946,024 | 1 前年度繰越金 | 前年度繰越金 |

平成 28 年度決算における歳入歳出差引残額のうち、平成 29 年度予算未計上額を予算措置するもの。

歳出「③保険料還付金」に充当し、残りを「⑤予備費」に計上するもの。

#### 4 歳出予算説明

##### ③ 保険料還付金

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金等 (目) 1 保険料還付金 (千円)

| 補正前の額   | 補正額    | 節              | 説 明    |
|---------|--------|----------------|--------|
| 150,335 | 18,213 | 23 償還金、利子及び割引料 | 保険料還付金 |

##### ④ 保険料特別返還金

(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金等 (目) 4 保険料特別返還金 (千円)

| 補正前の額 | 補正額   | 節              | 説 明      |
|-------|-------|----------------|----------|
| 0     | 3,025 | 19 負担金、補助及び交付金 | 保険料特別返還金 |

国が作成した後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおける保険料軽減判定に係る設定誤りにより保険料が遡って減額となる被保険者の抽出漏れがあることが判明したため、過納分の保険料を還付するもの。

「③保険料還付金」については、市町村から過納分保険料を還付するため、歳入「②前年度繰越金」を財源として、必要額を予算措置するもの。「④保険料特別返還金」分を除く。

「④保険料特別返還金」は、平成 27 年度賦課分の保険料について、すでに時効が完成しており、保険料として還付できないことから、保険料特別返還金として支給するため、歳入「①調整交付金」を財源として、必要額を予算措置するもの。なお、当広域連合から直接対象者へ通知して、請求書が提出された後、支給を行うことから、年度内に支出が終わらないため、繰越明許費とする。

##### ⑤ 予備費

(款) 7 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費 (千円)

| 補正前の額 | 補正額       | 節      | 説 明 |
|-------|-----------|--------|-----|
| 1     | 9,927,811 | 29 予備費 | 予備費 |

歳入「②前年度繰越金」が確定したことにより、今回の補正予算に計上した額から歳出「③保険料還付金」への充当分を除いた額を計上するもの。



## 平成30年度予算の概要について

## 1 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援金である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

また、特別会計において、2年間の財政運営期間の初年度にあたる平成30年度の予算作成については、2年間の財政の均衡が図れるよう、被保険者数や医療費及び被保険者の所得の動向に留意しつつ、歳入歳出を的確に見込むようにしています。

こうしたことから、後期高齢者医療制度における国の動向などを注視しながら、県や市町村との緊密な連携を図り、歳入については、国県支出金、市町村負担金、支払基金交付金等についての的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、「最少の経費で最大の効果」を挙げることなどに留意して予算編成に当たっております。

## 2 会計別予算額

平成30年度当初予算（案）としては、一般会計は、市町村からの負担金や国の補助金等を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び給付管理業務を始め後期高齢者医療制度の実施に要する事務的経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計は、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

予算規模は、各月末平均被保険者数が929,586人と前年度比103.52%となる見込みであることなどから、一般会計が2,008,561千円で前年度当初予算1,411,415千円に対して597,146千円の増加、前年度比では142.31%となり、後期高齢者医療特別会計は813,735,107千円で前年度当初予算807,890,112千円に対して5,844,995千円の増加、前年度比100.72%となります。

| 会 計 名       | 平成30年度当初（案） | 平成29年度当初    | 前年度比   |
|-------------|-------------|-------------|--------|
|             | 千円          | 千円          | %      |
| 一 般 会 計     | 2,008,561   | 1,411,415   | 142.31 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 813,735,107 | 807,890,112 | 100.72 |
| 合 計         | 815,743,668 | 809,301,527 | 100.80 |

## (1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 1,721,919 千円、調整交付金等の国庫支出金 223,485 千円です。

また、歳出の主なものは、一般管理費、電算システム維持管理費等の総務費 1,252,047 千円、給付管理費等の民生費 751,452 千円です。

### ○歳入

| 款          | 平成 30 年度当初(案) |       | 平成 29 年度当初 |       | 比 較     | 前年度比    | 主なもの              |
|------------|---------------|-------|------------|-------|---------|---------|-------------------|
|            | 予算額           | 構成比   | 予算額        | 構成比   |         |         |                   |
|            | 千円            | %     | 千円         | %     | 千円      | %       |                   |
| 1 分担金及び負担金 | 1,721,919     | 85.73 | 1,333,490  | 94.48 | 388,429 | 129.13  | 市町村負担金            |
| 2 国庫支出金    | 223,485       | 11.13 | 47,912     | 3.39  | 175,573 | 466.45  | 制度事業費補助金<br>調整交付金 |
| 3 寄附金      | 1             | 0.00  | 1          | 0.00  | 0       | 100     |                   |
| 4 繰入金      | 1             | 0.00  | 1          | 0.00  | 0       | 100     |                   |
| 5 繰越金      | 63,000        | 3.13  | 30,000     | 2.13  | 33,000  | 210.00  |                   |
| 6 諸収入      | 155           | 0.01  | 11         | 0.00  | 144     | 1409.09 |                   |
| 合 計        | 2,008,561     | 100   | 1,411,415  | 100   | 597,146 | 142.31  |                   |

#### 1 分担金及び負担金

予算額は 1,721,919 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。前年度と比較し 388,429 円の増となっております。大幅な増額となった理由は標準システム及び庁内 LAN の機器更改による経費の増額等によるものです。

#### 2 国庫支出金

予算額は 223,485 千円で、内訳は後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金です。前年度と比較し 175,573 千円の増となっています。大幅な増額となった理由は、市町村事業に対する後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金を当初予算で見込んだことによるものです。

#### 3 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

4 繰入金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

5 繰越金

予算額は 63,000 千円で、前年度と比較し 33,000 千円の増となっております。

6 諸収入

予算額は 155 千円で、預金利子等です。前年度と比較し、144 千円の増となっております。増額の理由は、広告料収入を見込んだことによるものです。

## ○歳出

| 区 分  | 平成 30 年度当初(案) |           | 平成 29 年度当初  |           | 比 較      | 前年度比        | 主なもの              |
|------|---------------|-----------|-------------|-----------|----------|-------------|-------------------|
|      | 予算額           | 構成比       | 予算額         | 構成比       |          |             |                   |
| 1議会費 | 千円<br>4,061   | %<br>0.20 | 千円<br>4,024 | %<br>0.28 | 千円<br>37 | %<br>100.92 |                   |
| 2総務費 | 1,252,047     | 62.34     | 723,886     | 51.29     | 528,161  | 172.96      | 一般管理費・電算システム維持管理費 |
| 3民生費 | 751,452       | 37.41     | 682,504     | 48.36     | 68,948   | 110.10      | 給付管理費             |
| 4公債費 | 1             | 0.00      | 1           | 0.00      | 0        | 100         |                   |
| 5予備費 | 1,000         | 0.05      | 1,000       | 0.07      | 0        | 100         |                   |
| 合 計  | 2,008,561     | 100       | 1,411,415   | 100       | 597,146  | 142.31      |                   |

### 1 議会費

予算額は 4,061 千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し 37 千円の増となっております。

### 2 総務費

予算額は 1,252,047 千円で、主なものは、一般管理費中の派遣職員人件費負担金並びに電算システム維持管理費中の電算システム運用保守委託料及び電算システム改修委託料です。

前年度と比較し 528,161 千円の増となる主な理由は、標準システム及び庁内 LAN の機器更改による経費の増並びに市町村が実施する長寿・健康増進事業及び低栄養防止・重症化予防事業への補助金を当初予算で見込んだことによるものです。

### 3 民生費

予算額は 751,452 千円で、主なものは、給付管理費中の給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費です。

前年度と比較し 68,948 千円の増となる主な理由は、被保険者数増等による給付に係る事務費の増に加え、市町村に対する保険料収納対策補助金及び歯科健康診査補助金を当初予算で見込んだことによるものです。

(前年度からの主な変更点)

- ・協定保養所利用助成事業における レイクサイド入鹿の閉館

1430.319末

4 公債費

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5 予備費

予算額は前年度と同額の1,000千円となっております。

P 2-5

P 6-13

14-

2

## (2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、国庫支出金 242,708,958 千円、現役世代からの支援分である支払基金交付金 337,933,955 千円です。

また、歳出の主なものは、保険給付費 802,596,460 千円です。

### ○歳入

| 区 分               | 平成 30 年度当初 (案) |       | 平成 29 年度当初  |       | 比 較        | 前年度比   | 主なもの                                 |
|-------------------|----------------|-------|-------------|-------|------------|--------|--------------------------------------|
|                   | 予算額            | 構成比   | 予算額         | 構成比   |            |        |                                      |
|                   | 千円             | %     | 千円          | %     | 千円         | %      |                                      |
| 1 市町村支出金          | 152,646,821    | 18.76 | 153,135,775 | 18.95 | △488,954   | 99.68  | 保険料等負担金・療養給付費負担金                     |
| 2 国庫支出金           | 242,708,958    | 29.83 | 245,439,883 | 30.38 | △2,730,925 | 98.89  | 療養給付費負担金・調整交付金<br>高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 |
| 3 県支出金            | 64,964,616     | 7.98  | 65,415,962  | 8.10  | △451,346   | 99.31  | 療養給付費負担金                             |
| 4 支払基金交付金         | 337,933,955    | 41.53 | 337,034,162 | 41.72 | 899,793    | 100.27 | 後期高齢者交付金                             |
| 5 特別高額の医療費共同事業交付金 | 277,344        | 0.03  | 251,764     | 0.03  | 25,580     | 110.16 |                                      |
| 6 寄附金             | 1              | 0.00  | 1           | 0.00  | 0          | 100    |                                      |
| 7 繰入金             | 4,174          | 0.00  | 3,042       | 0.00  | 1,132      | 137.21 | 一般会計繰入金                              |
| 8 繰越金             | 14,000,000     | 1.72  | 5,792,199   | 0.72  | 8,207,801  | 241.70 |                                      |
| 9 県財政安定化基金借入金     | 1              | 0.00  | 1           | 0.00  | 0          | 100    |                                      |
| 10 諸収入            | 1,199,237      | 0.15  | 817,323     | 0.10  | 381,914    | 146.73 | 第三者納付金                               |
| 歳入合計              | 813,735,107    | 100   | 807,890,112 | 100   | 5,844,995  | 100.72 |                                      |

#### 1 市町村支出金

予算額は 152,646,821 千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 488,954 千円の減となっております。減額の主な理由は、療養給付費負担金の基礎となる医療給付費が減ったためです。

#### 2 国庫支出金

予算額は 242,708,958 千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金、調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金です。前年度と比較し 2,730,925 千円の減となっております。減額の主な理由は、療養給付費負担金等の基礎となる医療給付費が減ったためです。

(前年度からの主な変更点)

- ・災害臨時特例補助金の当初予算計上

√ 3 県支出金

予算額は 64,964,616 千円で、療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 451,346 千円の減となっております。減額の主な理由は、療養給付費負担金の基礎となる医療給付費が減となったためです。

△ 4 支払基金交付金

予算額は 337,933,955 千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し 899,793 千円の増となっております。

5 特別高額医療費共同事業交付金

予算額は 277,344 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し 25,580 千円の増となっております。

6 寄附金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

7 繰入金

予算額は 4,174 千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し 1,132 千円の増となっております。

8 繰越金

予算額は 14,000,000 千円で、平成 29 年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 8,207,801 千円の増となっております。

9 県財政安定化基金借入金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

10 諸収入

予算額は 1,199,237 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し 381,914 千円の増となっております。

## ○歳出

| 区 分              | 平成30年度当初(案) |       | 平成29年度当初    |       | 比 較        | 前年度比        | 主なもの        |
|------------------|-------------|-------|-------------|-------|------------|-------------|-------------|
|                  | 予算額         | 構成比   | 予算額         | 構成比   |            |             |             |
|                  | 千円          | %     | 千円          | %     | 千円         | %           |             |
| 1 保険給付費          | 802,596,460 | 98.63 | 804,431,442 | 99.57 | △1,834,982 | 99.77       | 療養給付費・高額療養費 |
| 2 県財政安定化基金拠出金    | 7,652       | 0.00  | 30,330      | 0.01  | △22,678    | 25.23       |             |
| 3 特別高額医療費共同事業拠出金 | 277,789     | 0.03  | 252,196     | 0.03  | 25,593     | 110.15      |             |
| 4 保健事業費          | 3,306,586   | 0.41  | 3,042,121   | 0.38  | 264,465    | 108.69      | 健康診査費       |
| 5 公債費            | 21,362      | 0.00  | 21,410      | 0.00  | △48        | 99.78       | 一時借入金利子     |
| 6 諸支出金           | 153,732     | 0.02  | 112,612     | 0.01  | 41,120     | 136.51      | 保険料還付金      |
| 7 予備費            | 7,371,526   | 0.91  | 1           | 0.00  | 7,371,525  | 737,152,600 |             |
| 歳出合計             | 813,735,107 | 100   | 807,890,112 | 100   | 5,844,995  | 100.72      |             |

### 1 保険給付費

予算額は 802,596,460 千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。前年度と比較し 1,834,982 千円の減となる主な理由は、被保険者数が増加しているものの一人当たり医療給付費が減少したためです。

(内訳)

| 区 分       | 平成30年度当初(案) | 平成29年度当初    | 前年度比   |
|-----------|-------------|-------------|--------|
|           | 千円          | 千円          | %      |
| 療養給付費     | 754,454,819 | 756,096,655 | 99.78  |
| 訪問看護療養費   | 8,752,930   | 7,036,769   | 124.39 |
| 特別療養費     | 1           | 1           | 100    |
| 移送費       | 100         | 100         | 100    |
| 高額療養費     | 34,406,165  | 36,501,728  | 94.26  |
| 高額介護合算療養費 | 997,037     | 893,780     | 111.55 |
| 審査支払手数料   | 1,364,008   | 1,315,809   | 103.66 |
| 葬祭費       | 2,621,400   | 2,586,600   | 101.35 |
| 合 計       | 802,596,460 | 804,431,442 | 99.77  |

(前年度からの主な変更点)

- ・平成30年4月から入院時食事療養費及び入院時生活療養費の引き上げ
- ・平成30年8月から高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額の見直し

### 2 県財政安定化基金拠出金

予算額は 7,652 千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。前年度と比較し 22,678 千円の減となっております。

3 特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は277,789千円で、レセプト1件当たり400万円を超える医療費については、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出するものです。前年度と比較し25,593千円の増となっております。

4 保健事業費

予算額は3,306,586千円で、保健事業として健診事業を市町村に委託実施しており、その委託料を市町村に支払うものです。前年度と比較し264,465千円の増となっております。

(前年度からの主な変更点)

・ 健康診査の詳細項目への血清クレアチニン検査の追加

5 公債費

予算額は21,362千円で、一時借入金に対する利子です。前年度と比較し48千円の減となっております。

6 諸支出金

予算額は153,732千円で、主なものは、保険料還付金及び還付加算金です。前年度と比較し41,120千円の増となっております。

7 予備費

予算額は7,371,526千円としており、前年度と比較し7,371,525千円の増となっております。増となる理由は、医療給付費が毎年増加する一方で、保険料率については財政運営期間である2年間は同率としていることから、初年度に歳入超過分が発生する仕組みとなっており、1年目に当たる平成30年度は歳入超過分が発生することによるものです。

かんざ  
P. 18-21  
22-31. せ-せつ  
と

